

「玉臺新詠序」 訳注 (一)

鎌田 出

The Translation and Annotation of Yu tai xin yong xu 玉臺新詠序

Izuru KAMATA

例言

- 一、本稿は、許榿評選・黎經詒箋注『六朝文繫箋注』（巻八）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。
- 二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文繫箋注』を用いた。
- 三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。
- 四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。
- 五、訳注部分は、語釈・補注の見出しを除き、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。
- 六、訳注に際して、序本文のみをゴチック表記とした。

①原文

玉臺新詠序 晉陸機塘上行「發藻玉臺下」。注玉臺以喻婦人之貞。

②語釈

○「晉」（西晋 265 ～ 316 / 東晋 317 ～ 419）三国魏の司馬炎（武帝）が、魏の元帝より譲り受けて開いた王朝。五胡の進入で両京の陥落した 316 年までを西晋、司馬睿（元帝）が建業（南京）に遷都した 317 年からの東晋という。

○「陸機」（261 ～ 303）西晋の詩人・文章家。字は士衡、呉郡（江蘇省呉県）華亭の人。弟の陸雲と共に「二陸」と称された。伝は『晋書』（巻五十四 列伝第二十四）に載せる。

○「塘上行」楽府題の一つ。相和歌辞清調曲。古辞は「塘上行五解」で、『樂府詩集』（巻三十五）は魏武帝の作とするが、『玉臺新詠』（巻二）は甄皇后の作とし「樂府塘上行一首」に作る。陸機の「塘上行」は『文選』（巻二十八）、『玉臺新詠』（巻三）、『樂府詩集』（巻三十五）にそれぞれ所収する。『樂府詩集』の引く『樂府解題』は、「晋の陸機の『江離生幽渚』は、女性が年老いて寵愛を失い、川の堤を行きながらこの歌を作ったことを言うもので、古辞と同意である（若晋陸機『江離生幽渚』、言婦人衰老失寵、行於塘上而為此歌、与古而同意）」とする。

○「藻」花（「塘上行」では江離の花）をいう。「塘上行」の劉良の注に「藻は花である（藻花也）」（『六臣注文選』巻二十八）とある。

○「玉臺」補注参照

③通釈

玉臺新詠序 晋の陸機の「塘上行」に、「宮中のうてなのもとに花を開く」とある。注釈「玉台」は、女性の貞淑さを喩える。

④補注「玉臺」の意味について

「玉台」の解釈には、以下に示す諸説がある。

A説「美人の居所・後宮」とするもの

B説「宮中の台觀」とするもの

C説「天帝の居所」とするもの

D説「女性の貞淑さのたとえ」とするもの

先ずA説であるが、邦訳(鈴木虎雄『玉台新詠(上・中・下)』岩波文庫1983/内田泉之助『玉台新詠(上・下)』新釈漢文大系60・61明治書院1974〜75/石川忠久『玉台新詠』中国の古典25学習研究社1986)のいずれもがこの説を採る他、『先秦漢魏六朝詩鑑賞辞典』(三秦出版社1990)、『簡明中国古典文学辞典』(江西人民出版社1983)などもA説を採る。

A説については、例えば『玉台』の二字は徐陵の自序によれば『璧台』『瑤台』又は『金屋』などと同義の用語であり、後宮美人の居所を想定して設けた辞である。(内田)とある如く、各書とも「徐陵の自序」を拠り所とする。

次にB説であるが、『辞源』(商務印書館1981修訂第1版)「玉台」の第二項では、「台觀名」とした上で張平子(衡)「西都賦」(『文選』卷二)および曹植「冬至獻襪履表」(『曹子建集』卷八)(※)を引き、「思うに、南朝陳の徐陵の『玉台新詠』はこの意味である(按南朝陳徐陵玉台新詠取義於此)」と説明する。「冬至獻襪履表」の当該箇所(「茅茨之陋、不足以入金門、登玉台也」)について、丁晏『曹集鈐評』は「金門、玉台は共に天子の居所である(金門、玉台俱謂帝居)」、(『曹植集校注』人民文学出版社1984)とする。また、吳兆宜注の引く「塘上行」の李善注(『文選』卷二十八)は、「玉台」の注釈として張平子「西京賦」を引いている。

※『曹子建集』(卷八)は「冬至獻襪履表」に作り、「茅

茨之陋、不足以入金門、登玉台也」の十四字を欠いている。ここでは『曹植集校注』に拠って欠字を補った。

C説については、程球が「王逸の『楚辞・九思』に『太乙の玉台に登る』とある(王逸九思、登太乙兮玉台)」という按語を吳兆宜の注に加えている(吳兆宜注・程球刪補『玉台新詠箋注』)。ここで引かれる「九思」について、洪興祖は「太一は、天帝の居所で、玉でうてなを作る(太一、天帝所在、以玉為台)」、(『楚辞補注』九思章句第十七 傷時)と注している。また、吉田猛氏は「漢書』礼楽志の、『天馬來たりて、竜、媒にゆき、闔闔(※)に遊び、玉台を觀る』の応邵注に、『玉台は上帝の居所』とする方が適確である」と指摘した上で、「京師や皇室の偉大さを比喻したもの」とする(『玉台新詠』の成立について)、『立命館文学』第430〜431(1981)。

※『漢書』(卷二十二 礼楽志第二郊祀歌十九章 天馬十)の原文を引く(『漢書』中華書局校点本1962)。

「天馬徠、龍之媒、游闔闔、觀玉臺。」

最後のD説は吳兆宜の注であるが、吳兆宜が何に拠って「玉台」を「女性の貞淑さのたとえ」としたかは未詳である。先に引いた「塘上行」の劉良の注(『六臣注文選』卷二十八)に、「『玉台』は玉で飾ったうてなである。『滄浪』はその清らかさで女性の貞淑さに喩えるのである(玉台以玉飾台。滄浪取其清以喻婦人清貞)」とあり、これを敷衍した可能性もある。いずれにしても、「塘上行」に於ける「玉台」の用法を前提にした解釈と言える。

以上、A〜D説に於いて、ひとまずB説を採用する。詳細については論を改めたい。

なお、「台」の訳語比定には、当時に於ける「樓」「閣」に

対する「台」の具体的イメージの検証がなお必要である（佐藤保「高樓のうた―詩的イメージとしての楼 唐代以前の場合―」（『東方学』第五十八輯）参照）が、今回はとりあえず、特定の漢語のイメージを比較的喚起しない訳語として「うてな」を採用した。

①原文

徐陵 南史曰、徐陵、字孝穆、東海郟人也。八歳能屬文、十二通老莊義。既長、博涉史籍、縱横有口辯。父摛爲晉安王諮議。王立爲皇太子、東宮置學士、陵充其選。陳受禪、加散騎常侍、領大著作。文、檄、詔、誥皆陵所製、爲一代文宗。每講筵商較、四坐莫與之抗。目有青睛、時人以爲聰慧之相也。遷至左光祿大夫。至德元年卒、時年七十七。

②語釈

○「徐陵」(507～583) 父の摛と共に梁朝に仕え、簡文帝の文学集団の中心人物として活躍し、『玉台新詠』を編纂した。後に陳朝に仕え、大官を歴任した後、太子少傅となつて卒した。その伝は『陳書』(卷二十六 列伝卷二十) および『南史』(卷六十二 列伝五十二) に所収される。なお、『玉台新詠箋注』(吳兆宜注・程琰刪補)「玉台新詠序」には「陳尚書左僕射太子少傅東海徐陵孝穆撰」とあり、程琰が按語で『陳書』を引いて考証を加えている。

○「南史」唐の李延寿撰。南朝宋・齊・梁・陳四朝の通史で、「二十四史」の一つ。補注(1)参照

○「孝穆」徐陵の字。

○「東海郟」徐陵の原籍。「東海」は現在の山東省・江蘇省の海岸沿いの地域を指す。「郟」は現在の山東省の郟城県。なお、原文は「剡」に誤る。

○「縦横」自由奔放なこと。劉楨(公幹)の「贈五官中郎將詩四首 其四」(『文選』卷二十三)に、「君は意気盛んで、その文の優雅な趣は自由奔放に飛翔する(君侯多壯思、文雅縦横飛)」とある。

○「口辯」弁が立つこと。原文は「口辨」。『南史』『陳書』に従つて改める。

○「摛」徐陵の父、徐摛(471～552)のこと。(徐摛の生没年については、劉躍進『玉台新詠研究』(中華書局2000)下編、「徐陵事跡編年叢考」に拠る)

○「晉安王」梁の簡文帝蕭綱のこと。『南史』(卷八 梁本紀下第八)に「太宗簡文帝は諱を綱といい、字を世讚といい、小字は六通といつた。武帝の第三子で、昭明太子の同母弟である。天監二年(503)十月丁未、顕陽殿で生まれた。五年には晉安王に封ぜられた(太宗簡文帝諱綱、字世讚、小字六通、武帝第三子、昭明太子母弟也。天監二年十月丁未、生于顕陽殿。五年、封晉安王)」とある。「晉安」は、現在の福建省南部地域。『資治通鑑』(卷一百六十六 梁紀二十二 敬帝紹泰元年)胡三省の注に「呉が東安県を立て、晋の武帝が晉安と名を改めた。太康三年(282)、建安と分けて晉安郡を立てた。『五代志』によれば、建安郡南安県は古くは晉安と言つた。現在の泉州がその地である(吳立東安県、晋武帝更名晉安。太康三年、分建安立晉安郡。五代志、建安郡南安県旧曰晉安。今之泉州即其地)」とある。

○「諮議」官名。諮議参軍の略。『梁書』(卷三十 列伝第二十

四)に「普通四年(523)、晋安王が(丹陽を)出て襄陽を治めることとなり、摛はもとより自ら求めて晋安王の府に随つて西上し、晋安王諮議参軍に官を移つた(普通四年、王出鎮襄陽、摛固求随府西上、遷晋安王諮議参軍)」とある。

○「王立爲皇太子」晋安王であった蕭綱は、中大通三年(531)、昭明太子(501～531)の死によつて皇太子となる。

○「東宮」皇太子のいる宮。『詩経』(衛風 碩人)の疏に「太子は東宮にいたので、そこで東宮を以て太子を表す(太子居東宮、因以東宮表太子)」(『毛詩正義』卷二)とある。

○「學士」官名。西省學士のこと。『陳書』(卷二 高祖本紀下)に「詔勅を出して前代に従つて西省學士を置き、あわせて技術を持つ者をこれに当たさせた(詔依前代西省學士、兼以伎術者預焉)」とある。

○「陳」(527～589)南朝最後の王朝。陳霸先が梁の敬帝より帝位を禅讓されて興したが、五代三十年で隋に滅ぼされた。

○「禪」禅讓。存命中の天子が、自分の子孫ではなく有徳者に帝位を平和裡に讓ること。『尚書正義』(卷二 堯典 疏)に「堯や舜は聖者や賢者に位を讓つたが、禹や湯は子孫に位を授けた(堯舜禅讓聖賢、禹湯伝授子孫)」とある。

○「散騎常侍」官名。散騎省の長官。『通典』(卷第二十一 職官三 門下省 散騎常侍)に「宋は四人置き、集書省に属していた。(中略)梁では集書省を散騎省と言つた。(中略)陳は梁の制度を受け継いでいる(宋置四人、属集書省(中略)梁謂之散騎省(中略)陳因梁制)」とある。

○「大著作」官名。『歴代職官表』(卷二十三 翰林院)に『隋書百官志』によると梁王朝は著作郎一名、佐郎八名を置き、国史を掌管させた。著作郎は大著作とも言う(隋書百官志、梁置

著作郎一人佐郎八人、掌国史。著作郎謂之大著作)」とある。

○「文、檄、詔、誥」文体の名。「文」は有韻の文の意で、「詩」「賦」「騷」などを指す。「檄」は無韻の文で、戦争にあつて出す布告。「詔・誥」も無韻の文で、君主が臣下に下す文章。なお、『文選』は当時の詩文を三十七種に分類するが、「誥」は含まれない。

○「文宗」文章の大家。『魏書』(卷六十七 列伝第五十五 崔光)に「崔孝伯(崔光の字)の才能は東流する黄河の如く広大で、もとより当代の文章の大家である(崔孝伯之才浩浩如黄河東注、固今日之文宗也)」とある。

○「講筵」講義をする場所。『陳書』(卷二十五 列伝第十九 孫瑒伝)に「当時、興皇寺の朗法師が仏典に広く通じており、孫瑒は常に(朗法師の仏典の)講義の場に出席していたが、時折反論をすると、(同座していた)僧侶たちは(孫瑒の論に)強く心を惹かれた(時興皇寺朗法師該通釈典、瑒每造講筵、時有抗論、法侶莫不傾心)」とある。

○「商較」はかり比べる。原文は「商教」。『南史』に従つて改める。

○「四坐」四方の座。満座。原文は「四座」。『南史』に従つて改める。陸機「吳趨行」(『文選』卷二十八)に「満座の皆様心静かに、私の吳趨の歌をお聴きください(四坐並清聴、聴我歌吳趨)」とある。

○「青睛」原文は「清睛」に作る。『陳書』に従つて改める。補注参照(2)。

○「左光祿大夫」官名。『通典』(卷第三十四 職官十六 文散官 光祿大夫以下)に「梁にも左右金紫光祿大夫があり、吏部尚書を兼任し、左右光祿大夫があり諸曹を兼任したが、ともに

老人をいたわり病を養う官職である。陳はこれを受け継いだ(梁又有左右金紫光祿大夫、視吏部尚書、左右光祿大夫視諸曹、並養老病。陳因之)とある。

○「至徳元年」陳王朝(557～589)の後主(長城公、叔宝)在位中の年号。五八三年。

③通釈

徐陵 『南史』にいう、「徐陵、字は孝穆、東海郷の人である。八歳で巧みに文を作り、十二歳で老子莊子の内容に通曉した。成長すると、広く歴史書を読み、自由奔放に弁舌を繰り広げた。父の摘は晋安王の諮議參軍であつたが、晋安王は皇太子に册命されると、東宮に学士を置き、その任に徐陵をあたらせた。陳霸先が梁王の禅讓を受けると、散騎常侍の官を加えられ、大著作を兼任した。陳王の文、檄、詔、誥はすべて徐陵が作り、徐陵は当代きつての文章の大家であつた。(仏教の)講義では様々な説をはかり比べたが、座の誰一人として(徐陵に)対抗出来る者はいなかつた。徐陵は瞳が青く、時の人々はそれを賢者の相であると思つた。後に官を移り左光祿大夫に任ぜられ、至徳元年、七十七歳で卒した」と。

補注(1)『南史』について

黎経誥の引く「南史」には、『南史』(巻六十二 列伝第五十二 徐摛)の原文に対して省略・変更が加えられており、『陳書』(巻二十六 列伝第二十 徐陵)に拠つたと思われる箇所もある。以下、『南史』(「南」と略称する)および『陳書』(「陳」と略称する)との対照結果を示す。

「徐陵、字孝穆」Ⅱ「陵、字孝穆」(南)／「徐陵、字孝穆」

(陳)

「東海郷人也」Ⅱ『南史』に記載無し／「東海郷人也」(陳)

「八歳能屬文」Ⅱ「八歳屬文」(南)／「八歳能屬文」(陳)

「十二通老莊義」Ⅱ「十三通莊老義」(南)／「十二通莊老義」(陳)

義」(陳)

「既長、博涉史籍、縱横有口辯」Ⅱ「及長、博涉史籍、縱横有口辯」(南)／「既長、博涉史籍、縱横有口辯」(陳)

「父摛爲晋安王諮議」Ⅱ「父摛爲晋安王諮議」(南)／「父摛爲王諮議」(陳)

摛爲王諮議」(陳)

「王立爲皇太子、東宮置學士、陵充其選」Ⅱ『南史』『陳書』

共に同じ。

「陳受禪、加散騎常侍領大著作」Ⅱ「陳受禪、加散騎常侍(中略)領大著作」(南)／「高祖受禪、加散騎常侍(中略)領大著作」(陳)

領大著作」(陳)

「文、檄、詔、誥皆陵所製、爲一代文宗」Ⅱ「文、檄、軍書及受禪詔策、皆陵所製、爲一代文宗」(南)／「文、檄、軍書及禪授詔策、皆陵所製、(中略)爲一代文宗」(陳)

「每講筵商較、四座莫與之抗」Ⅱ「每講筵商較、四座莫與抗」(南)／「每講筵商較、四座莫與抗」(陳)

「目有青睛」Ⅱ「目有青精」(南)／「目有青睛」(陳)

「時人以爲聰慧之相也」Ⅱ「時人以爲聰慧之相也」(南)／「時人以爲聰惠之相也」(陳)

「遷至左光祿大夫」Ⅱ『南史』『陳書』共に「遷左光祿大夫」に作る。

「至徳元年卒、時年七十七」Ⅱ「至徳元年卒、年七十七」(南)／「至徳元年卒、時年七十七」(陳)

「文、檄、詔、誥皆陵所製、爲一代文宗」は、『南史』および

※「文、檄、詔、誥皆陵所製、爲一代文宗」は、『南史』および

び『陳書』では「時人以爲聰慧之相也」以下にある。また、「遷至左光祿大夫」以下の部分は、『南史』および『陳書』では「每講筵商教、四座莫與之抗」以前にある。

補注2) 「青睛」について

原文の「清睛」は、『佩文韻府』『駢字類編』共に用例無し。参考までに「睛」と同義の「睥」(『漢語大字典』(四川辭書出版社・湖北辭書出版社1988)に拠る)に置き換えて検索すると、例えば『佩文韻府』には、張衡「七辨」(「辨」は、『藝文類聚』では「辯」に作る)「えくぼと笑顔、清らかなひとみと流し目(醫輔巧笑、清眸流眄)」を引く。

『南史』は「青精」に作る。「青精」は、謝朓「始出尚書省」(『六臣注文選』卷三十)の李周翰の注に「青精は星である(青精星也)」とある。

『陳書』は「青睛」に作り、『佩文韻府』『駢字類編』共に『陳書』(徐陵伝)を用例として引く。また『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社1983)は、「黒く輝く眼。古代では賢さの相と言われた(烏黒清亮的眼珠。古代謂聰慧之相)」と説明した上で、やはり徐陵伝を引いている。

「清睛」「青精」「青睛」が表す徐陵の「聰慧(恵)」は、徐陵の仏教に対する信心・造詣の深さに由来するものである。例えば『陳書』(卷二十六 列伝第二十)は、「(徐陵は)若くして釈迦の教を尊び信仰し、多くの經典を詳しく解き明かした。陳の後主が皇太子であった時、徐陵に命じて大品經を講義させたところ、仏教を学ぶ者や名だたる僧たちが、遠方より多く集まって来た。講義のたびに(それぞれの説を)はかり比べてみたが、(徐陵に)對抗出来る者は誰もいなかった(少而崇信釈

教、經論多所精解。後主在東宮、令陵講大品經、義学名僧、自遠雲集、每講筵商較、四座莫能與抗)」(『南史』では、「精」を「釈」に、「座」を「坐」に作るが、主旨は変わらない)に続けて、「目有青睛、時人以爲聰慧之相也」と述べている。

ここで史書が徐陵の目に言及しているのは、徐陵の目が仏教に於けるその異能ぶりを表す「ステイグマ」であったからであろう。そこには、釈迦の「青目」が意識されていたと考えられる。なお、釈迦「青目」については、徐陵「東陽双林寺傳大士碑」(『徐孝穆集箋注』卷五)に「魏の高僧支謙もその黄色い目を恥じ、シツダルタ(釈迦)もその青い目を恥じるだろう(支郎之彦既恥黃睛、瞿曇之師有慙青目)」とあり、吳兆宜は『宝女經』を引いて「如来の瞳はあざやかな青色のようだ(如来瞳子如紺青色)」と注している。

以上より、本訳注では原文の「清睛」を「青睛」に改めた上で、「青い瞳」と解釈する。

①原文

吳兆宜注 依原本附録顧樵、徐炯、徐樹穀、樹屏、樹聲、樹本、張尚瑗諸家注。

②語釈

○「吳兆宜」吳江(現在の江蘇省蘇州の南)の人で、字は顯令。清の康熙時代の生員。徐陵と庾信の二集に注を施し(『徐孝穆集箋注』六卷・『庾開府集箋注』十卷)、『玉台新詠』『才調集』『韓偓詩集』にも注を施した(『才調集』および『韓偓詩集』の箋註本は残っていない)。(以上、『四庫全書總目』(卷一四

八 集部 別集類一)に拠る)

○「原本」吳兆宜の注を施した「玉台新詠序」(吳兆宜注『徐孝穆集箋注』巻四に所収)を指す。

○「顧樵」吳江の人で、字は樵水。詩で名高く、山水画に秀でていた。(以上、『国朝著献類徴初編』(巻四六六)に拠る)

○「徐炯」崑山(現在の上海市松江県の西北)の人で、字は章仲。

康熙二十一年(1682)の進士で、官位は直隸巡道に至った。徐樹穀と共に『李義山文集箋註』(徐炯箋・徐樹穀註)を編纂した。(以上、『四庫全書総目』(巻一五一 集部 別集類四)に拠る)なお『大漢和辞典』(大修館書店 1960)は、徐乾学の子で樹穀の弟と説明する。

○「徐樹穀」崑山の人で、字は藝初。康熙二十四年(1685)の進士で、官位は山東道監察御史に至った(以上、『四庫全書総目』(巻一五一 集部 別集類四)に拠る)。また、『清史稿』(巻二百七十一 列伝五十八 徐乾学)に「乾学の子樹穀(乾学子樹穀)」とある。『中国人名大辞典』(上海書店 1984)は、徐乾学の子で徐炯の兄とする。

○「樹屏」徐樹屏。侍講学士であった徐乾学の子で、康熙二十三年(1684)に徐樹声と共に順天府の郷試に合格した。(以上、『清史稿』(巻一百八 志八十三 選舉三)に拠る)

○「樹聲」徐樹声。都御史であった徐元文の子(以上、『清史稿』(巻百八 志八十三 選舉三)に拠る)。なお、『清史稿』(巻二百七十一 列伝五十八 徐乾学)に「乾学の弟元文(乾学弟元文)」とある。

○「樹本」徐樹本。字は道積、忍齋と号した。徐元文の第二子。康熙三十六年(1697)の進士。(以上、『皇清書史』(巻三)に拠る)

○「張尚瑗」吳江の人で、字は宏遠あるいは損持(以上、『国朝著献類徴初編』(巻二二三)に拠る)。康熙年間の進士で、官位は江西興国知県に至る(以上、『中国人名大辞典』(上海書店 1984)に拠る)。

③通釈

吳兆宜 (吳兆宜の) 原本に依って、顧樵、徐炯、徐樹穀、樹屏、樹聲、樹本、張尚瑗諸家の注を加えた。

(以下、続く)